

原議保存期間	5年(令和9年3月31日まで)
有効期間	二種(令和4年3月31日まで)

警 視 庁 交 通 部 長  
各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿  
(参考送付先)  
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁規発第143号、丁交企発第386号  
丁交指発第112号

令 和 3 年 1 0 月 2 0 日  
警 察 庁 交 通 局 交 通 規 制 課 長  
警 察 庁 交 通 局 交 通 企 画 課 長  
警 察 庁 交 通 局 交 通 指 導 課 長

### 放課後児童クラブの来所・帰宅経路の安全点検について(通達)

通学路における交通安全対策については、「通学路における合同点検の実施について(通達)」(令和3年7月9日付け警察庁丁規発第107号ほか)に基づく市町村(特別区を含む)立小学校の通学路を対象とした合同点検(以下単に「合同点検」という。)を行い、その結果を受けて検討・実施しているところであるが、この度、「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」(令和3年8月4日交通安全対策に関する関係閣僚会議決定)に基づく放課後児童クラブの来所・帰宅経路の安全点検(以下単に「安全点検」という。)の実施について、厚生労働省から別添のとおり各都道府県児童福祉主管部長等に対して通知がなされた。

安全点検の概要及び留意事項は、下記のとおりであるので、各都道府県警察においては、関係機関等と連携しながら、適切に対応されたい。

### 記

#### 1 安全点検の概要

安全点検は、放課後児童クラブごとに設定された利用児童の主たる来所・帰宅経路のうち、通学路と重ならない部分について、各市町村の放課後児童クラブの担当部局の職員及び各放課後児童クラブの放課後児童支援員等(以下「放課後児童クラブ関係者」という。)が、合同点検と同様の観点から、令和3年12月末までに実施することとされている。

安全点検を通じて把握された危険箇所については、放課後児童クラブ関係者が、利用児童及びその保護者に周知するとともに、必要に応じて迂回するよう注意喚起を行うほか、帰宅時の付添いや見守り等の対策を検討することとされている。

なお、各市町村の放課後児童クラブの担当部局では、令和4年度以降、各市町村の「通学路交通安全プログラム」等に基づく推進体制に参画することを検討することとされており、安全点検を通じて把握された危険箇所について、放課後児童クラブ関係者による注意喚起等のほかに必要となる対策についても、今後、同推進体制において検討されることとなる。

#### 2 留意事項

- (1) 放課後児童クラブ関係者から、安全点検を通じて把握された危険箇所に係る注意喚起の実施方法等に関する相談等があれば、必要な助言を行うなど、積極的に協力すること。

- (2) 各市町村の放課後児童クラブの担当部局が「通学路交通安全プログラム」等に基づく推進体制に参画しているか否かにかかわらず、放課後児童クラブ関係者から、交通規制、交通指導取締り、交通安全教育等に関する要望があれば、道路管理者をはじめとする関係機関等と連携しながら、地域の実情に応じた効果的な対策を検討し、可能なものから速やかに実施すること。
- (3) 放課後児童クラブ関係者から、防犯面に関する相談等があれば、関係課に情報提供するなど、適切に対応すること。

※別添省略